3-2 社会的状況

3-2-1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

対象事業実施区域が位置する中泊町と、中泊町に隣接するつがる市及び五所川原市における過去 5 年間(平成 23 年度~平成 27 年度)の人口及び世帯数の推移を、表 3-2-1-1 及び図 3-2-1-1 にそれぞれ示す。

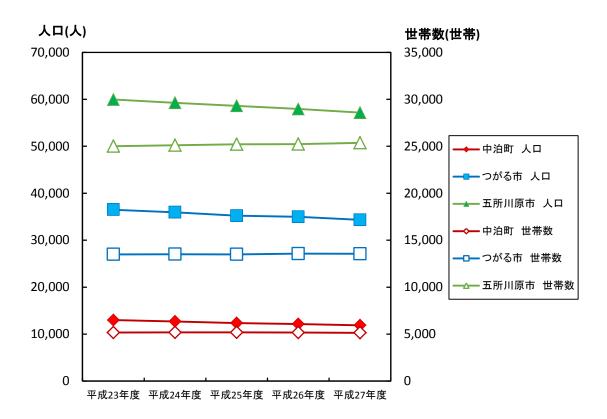
いずれの市町でも人口は減少傾向を示しているが、世帯数は横ばい状態あるいは微増傾向にある。

区 分 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成 26 年度 平成27年度 12,985 12,692 12, 354 12, 152 11,879 人 П 中泊町 世帯数 5, 168 5, 164 5, 186 5, 181 5, 138 人口 36, 486 35, 947 35, 217 34, 969 34, 327 つがる市 世帯数 13, 489 13,504 13, 488 13, 569 13, 552 59,958 59, 253 57,948 57, 159 人口 58,602 五所川原市 世帯数 25,011 25, 113 25, 217 25, 228 25, 367

表 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

備考:各年の3月末の人口及び世帯数

出典:青森県ホームページ「青森県統計データランド 住民基本台帳月報」



出典:青森県ホームページ「青森県統計データランド」

図 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

対象事業実施区域が位置する中泊町及び隣接するつがる市、五所川原市における産業別就業者を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-2 に示す。

3 市町共に就業者数が減少しており、産業別にみても全ての産業で就業者数は減少している。

表 3-2-1-2 産業別就業者数

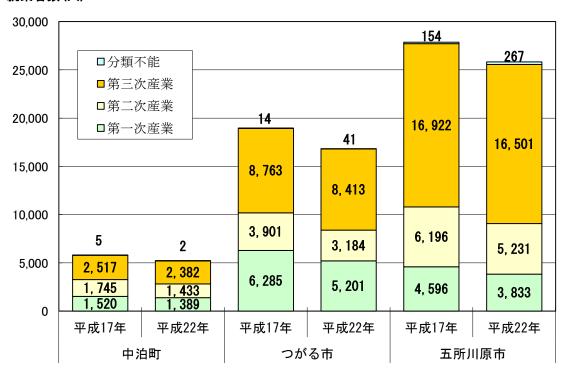
(各年の10月1日現在)

	地域		中剂	台町			つが	る市			五所	原市	
		平成 1	7年	平成 2	2年	平成 1	7年	平成 2	2年	平成 1	7年	平成 2	22 年
分類		就業者 (人)	割合 (%)										
第	農業	1, 128	19.5	1,058	20.3	6, 143	32. 4	5,083	30. 2	4, 373	15. 7	3, 607	14.0
次	林業	32	0.6	41	0.8	16	0.1	16	0.1	56	0.2	62	0.2
産業	漁業	360	6.2	290	5.6	126	0.7	102	0.6	167	0.6	164	0.6
莱	小計	1,520	26.3	1, 389	26.7	6, 285	33. 1	5, 201	30.9	4, 596	16.5	3, 833	14.8
笙	鉱業	3	0.1	1	0	15	0.1	11	0.1	11	0	17	0.1
<u> </u>	建設業	1, 153	19.9	964	18.5	2, 239	11.8	1,725	10.2	3, 325	11. 9	2, 822	10. 9
第二次産業	製造業	589	10.2	468	9	1, 647	8.7	1,448	8.6	2,860	10.3	2, 392	9. 3
兼	小計	1,745	30. 2	1, 433	27.5	3, 901	20.6	3, 184	18.9	6, 196	22. 2	5, 231	20. 3
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	0.2	10	0.2	32	0.2	40	0.2	103	0.4	102	0.4
	情報通信業	4	0.1	1	0	29	0.2	23	0.1	116	0.4	87	0.3
	運輸·郵便業	169	2.9	193	3. 7	407	2. 1	385	2.3	819	2.9	872	3.4
	卸売業・小売業	675	11.7	575	11	2, 637	13. 9	2,300	13. 7	4, 747	17	4, 339	16.8
	金融業、 保険業	64	1.1	72	1.4	214	1. 1	201	1.2	493	1.8	469	1.8
	不動産業、 物品賃貸業	3	0.1	10	0.2	18	0.1	73	0.4	153	0.5	219	0.8
第	学術研究、 専門・技術サービス業	Ī	_	28	0.5	_	_	146	0.9	_	_	392	1.5
三次産	宿泊業、 飲食サービス業	143	2.5	150	2.9	516	2. 7	628	3. 7	1,316	4. 7	1, 360	5. 3
産業	生活関連サービス業、 娯楽業	_	_	156	3	_	_	602	3.6	_	_	1, 122	4. 3
	教育、 学習支援業	146	2.5	92	1.8	486	2.6	418	2.5	1, 326	4.8	1, 238	4.8
	医療、 福祉	494	8.5	597	11.5	1, 675	8.8	1,788	10.6	3,040	10.9	3, 514	13. 6
	複合サービス業	145	2.5	103	2	367	1.9	295	1.8	437	1.6	307	1. 2
	サービス業(他に分類 されないもの)	424	7.3	196	3.8	1, 480	7.8	664	3. 9	3,099	11.1	1, 330	5. 1
	公務(他に分類 されるものを除く)	240	4. 1	199	3.8	902	4.8	850	5	1,273	4.6	1, 150	4. 5
	小計	2, 517	43.5	2, 382	45.8	8, 763	46. 2	8, 413	50	16, 922	60.7	16, 501	63. 9
	分類不能	5	0.1	2	0	14	0.1	41	0.2	154	0.6	267	1
	合計	5, 787	100	5, 206	100	18, 963	100	16, 839	100	27, 868	100	25, 832	100

備考1:割合(%)については、四捨五入により個々の割合の合算値と合計が一致しない場合がある。 備考2:「一」については、平成22年より追加となった分類項目のため、平成17年は値なしとする。

出典:総務省「平成17年国勢調査」「平成22年国勢調査」

就業者数(人)



出典:総務省「平成17年国勢調査」「平成22年国勢調査」

図 3-2-1-2 産業別就業者数割合

3-2-2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

青森県、対象事業実施区域及びその周辺市町の地目別面積の状況を表 3-2-2-1 に示す。

青森県全体では山林の比率が最も高いが、対象事業実施区域のある中泊町では雑種 地の比率が最も高くなっている。

表 3-2-2-1 地目別面積の状況

地域	青森	某県	中泊	台町	つが	る市	五所川	川原市
区分	面積 (km²)	比率 (%)	面積 (km²)	比率 (%)	面積 (km²)	比率 (%)	面積 (km²)	比率 (%)
田	890. 1	9. 2	33. 0	15. 3	112. 4	44. 3	75. 0	18. 6
畑	752. 5	7.8	5. 2	2. 4	30.8	12. 2	22. 0	5. 4
宅地	333. 2	3. 5	4. 1	1. 9	11. 7	4. 6	16. 6	4. 1
鉱泉地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0.0
池沼	85. 6	0. 9	0. 1	0. 1	5. 2	2. 0	0. 4	0. 1
山林	4, 289. 5	44. 5	31. 5	14. 5	26. 2	10. 3	132.8	32. 9
牧場	58. 7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5. 7	1. 4
原野	589. 3	6. 1	4. 4	2.0	8. 2	3. 2	13. 4	3. 3
雑種地	371. 1	3.8	98. 8	45. 7	4. 3	1. 7	3.8	0. 9
その他	2, 275. 5	23. 6	39. 3	18. 2	54.8	21. 6	134. 4	33. 3
合計	9, 645. 4	100.0	216. 3	100.0	253.6	100.0	404. 2	100.0

備考:比率(%)については、四捨五入により個々の割合の合算値と合計が一致しない場合がある。

出典:青森県ホームページ「平成27年度 固定資産の価格等の概要調書」

(2) 土地利用の規制

「国土利用計画法」(昭和 49 年 6 月 25 日 法律第 92 号)に基づいて青森県が策定した土地利用基本計画(平成 25 年現在)を図 3-2-2-1(1)及び(2)に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、大半が森林地域ないし農業地域に指定されており、森林地域はその大半が保安林指定を受けている。また、一部に自然公園地域もみられるが、都市地域は含まれていない。

なお、対象事業実施区域は、大半が森林地域であり、一部農業地域が含まれている。

(3) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況

対象事業実施区域及びその周辺は、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)に基づく都市計画区域には指定されていない。

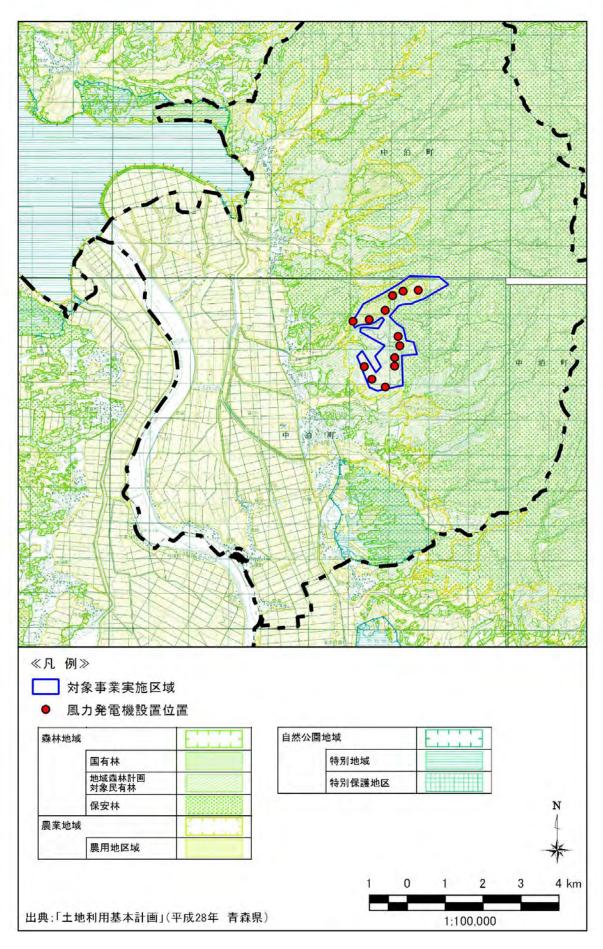


図 3-2-2-1(1) 土地利用基本計画

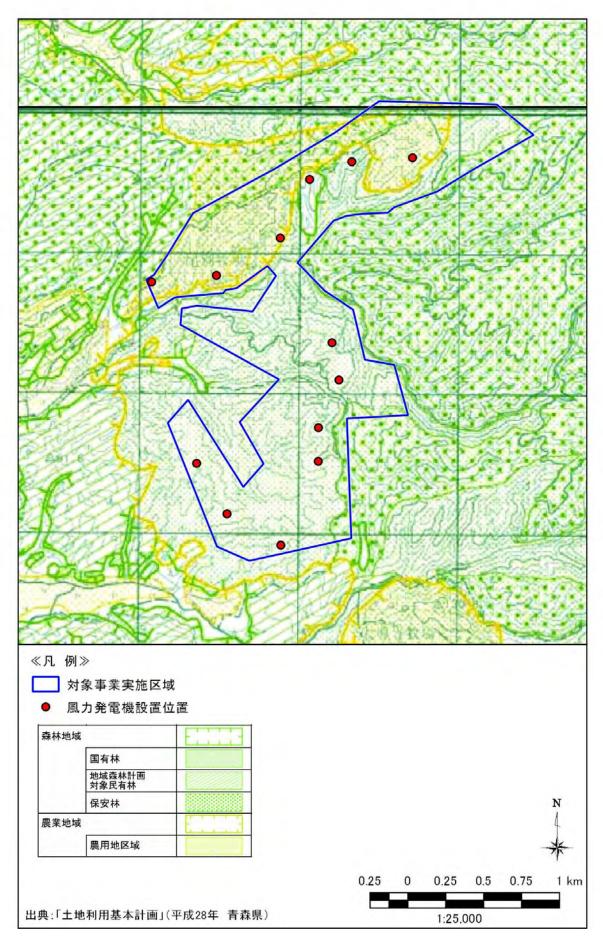


図 3-2-2-1(2) 土地利用基本計画

3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川のうち十三湖、山田川、田光沼、岩木川、藤枝溜池にはそれぞれ内水面漁業権が設定されている。内水面漁業権の設定状況を表 3-2-3-1 及び図 3-2-3-1 にそれぞれ示す。

表 3-2-3-1 内水面漁業権の設定状況

許可番号	河川・ 湖沼名	漁業権種	漁業時期	漁業権者(漁協)								
内共	十三湖、	ふな、うぐい、えび	通年	十三漁業協同組合								
第 12 号	唐川	わかさぎ	9月1日から翌年3月15日及び 4月21日から6月20日まで	車力漁業協同組合								
内共 第 13 号	山田川、田光沼	ふな	通年	西津軽新田漁業 協同組合 車力漁業協同組合								
		あゆ	7月1日から12月31日									
	岩木川									こい、ふな、うぐい	通年	
内共 第 14 号		いわな、やまめ	4月1日から9月30日	岩木川漁業 協同組合								
		かじか	通年									
		かわやつめ	10月1日から翌年5月31日									
内共 第 18 号	藤枝溜池	こい、ふな	4月1日から10月31日	藤枝内水面漁業 協同組合								

備考: 唐川については図枠外(十三湖の北側)に位置している。

出典:青森県ホームページ「第5種共同漁業権遊漁規則について」(閲覧日:平成28年10月)

(2) 海域の利用状況

対象事業実施区域周辺では、海域の漁業権設定はされていない。

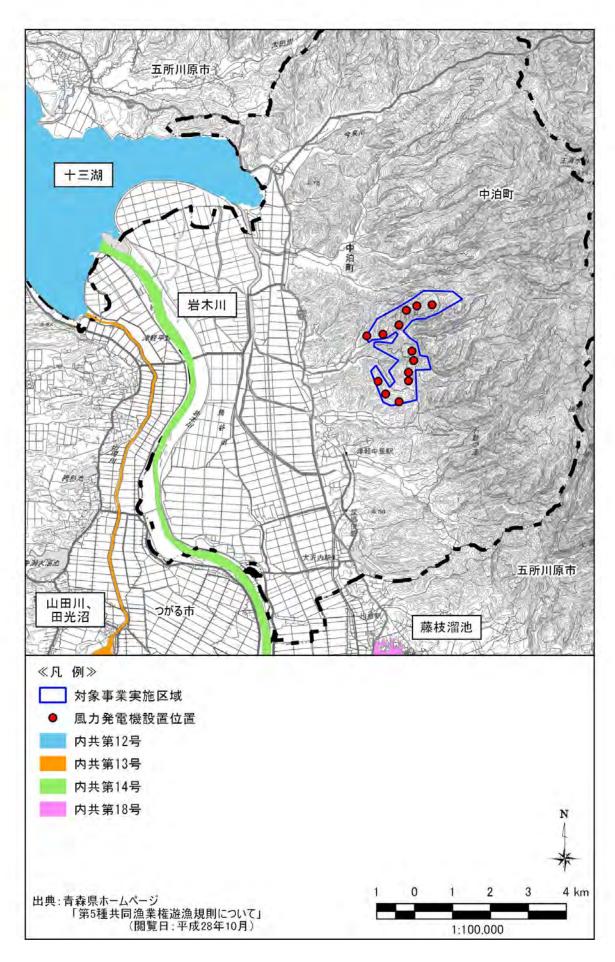


図 3-2-3-1 内水面漁業権設定状況

(3) 地下水の利用状況

対象事業実施区域周辺では、地下水が上水道に利用されている。対象事業実施区域 周辺の水源井戸一覧を表 3-2-3-2 及び表 3-2-3-3 に、浄水場及び水源位置を 図 3-2-3-2 にそれぞれ示す。

表 3-2-3-2 浄水場に係る水源井戸

No.	浄水場名	水源名	原水の種類
1	· 尾別浄水場	4 号井	深井戸水
2		6 号井	深井戸水
3		7号井	深井戸水
4	深郷田浄水場	2 号井	深井戸水
5		1 号井	深井戸水

出典:「中泊町上下水道課調べ」(平成25年10月)

表 3-2-3-3 その他の水源井戸

No.	井戸の名称	所在地	使用目的	掘削深度(m)
6	事業者	中里町大字薄市	工業用	152
7	中里高校	中里町大字高根	生活用	202
8	事業者	中里町大字中里	その他	150
9	中里開拓地	中里町大字中里	その他	100
10	個人	中里町大字大沢内	農業用	150

出典:「青森県地下水調査報告書」(昭和56年3月 青森県企画部)

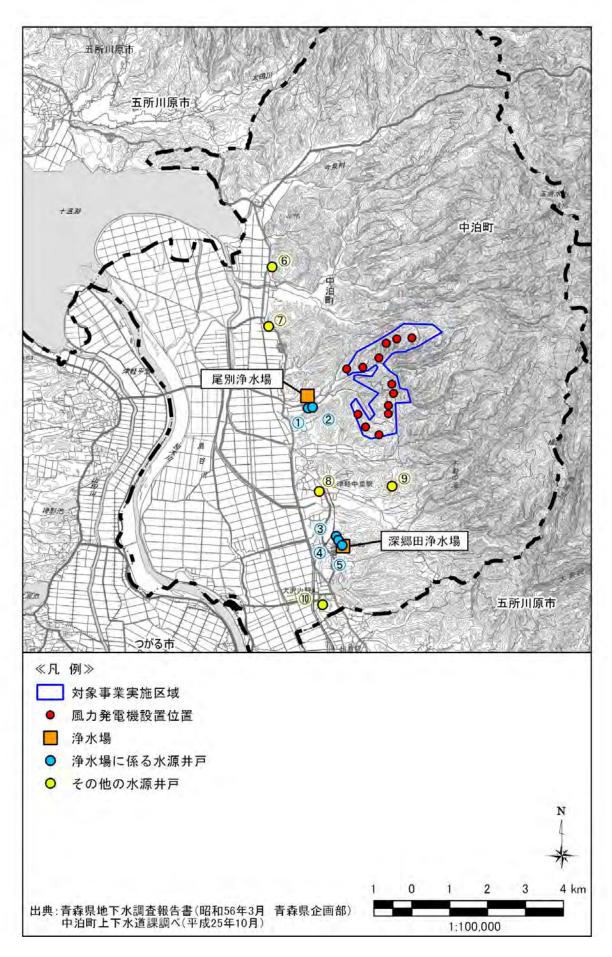


図 3-2-3-2 浄水場等位置

3-2-4 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺、さらに搬入ルートが通過する区間で行われている 交通量の観測結果を表 3-2-4-1 に、交通量観測区間を図 3-2-4-1(1)及び(2)に、それ ぞれ示す。

昼間の 12 時間交通量は、一般国道で 1,270~8,252 台、主要地方道及び一般県道で 328~4,631 台である。

表 3-2-4-1 交通量観測結果一覧

スリング・ス								
				平日				
路線名	No.	観測地点名	12 時間	交通量	24 時間交通量			
PH/NN-H	110.	PARIN SET WELL	交通量	大型車	交通量	大型車		
			(台)	(%)	(台)	(%)		
一般国道 101 号	1	つがる市森田町森田平山 105-2	8, 252	10.7	10,067	10.3		
	2	中泊町大字中里字宝森 173-1	2,666	13. 4	3, 253	12.6		
一般国道 339 号	3	中泊町大字薄市字沖原 33-19	1, 505	11.7	1,836	11. 2		
	4	五所川原市相内岩井81-384	1, 270	15. 7	1, 549	14. 5		
主要地方道2号 屏風山内真部線	5	五所川原市金木町沢部 50-4	2, 163	8.6	2, 639	8. 2		
	6	_	1,504	15. 4	1,835	14. 2		
主要地方道 12 号 鯵ヶ沢蟹田線	7	つがる市車力町若林 11-1	1,714	7.3	2, 091	7. 6		
	8	中泊町今泉字神山 59-1	1,055	24. 9	1, 287	22.0		
主要地方道 37 号 弘前柏線	9	つがる市柏桑野木田字八幡	4, 446	8. 0	5, 424	8. 2		
主要地方道 43 号 五所川原車力線	10	_	2, 963	9. 5	3, 615	9. 3		
一般県道 102 号 大沢内停車場線	11	_	328	14. 5	400	13. 5		
一般県道 103 号 津軽中里停車場線	12	_	342	14. 5	417	13. 2		
一般県道 114 号 菰槌木造線	13	つがる市木造朝日 12-8	4, 631	8.6	5, 650	8.6		
一般県道 115 号 川除木造線	14	つがる市木造芦沼 37-1	2, 053	6.6	2, 505	7.0		
一般県道 153 号 山田鶴田線	15	_	1,003	11. 1	1, 224	10. 2		
一般県道 154 号 妙堂崎五所川原線	16	_	812	9. 1	991	8.6		
一般県道 183 号 富野大沢内停車場線	17	中泊町大字富野字千歳 208	796	11.3	971	10.8		
一般県道 197 号 神原中里線	18	中泊町大字福浦字千松野尾 77-3	1, 181	8.0	1, 441	7. 6		
一般県道 241 号 木造停車場線	19	_	3, 605	12. 2	4, 398	11. 1		

出典:「全国道路·街路交通情勢調査」(平成22年度 国土交通省)

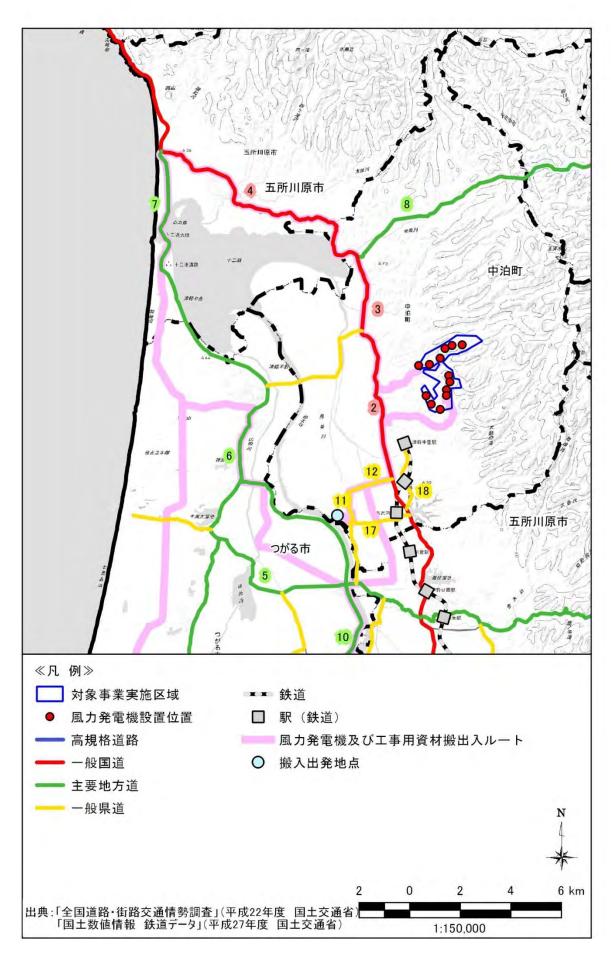


図 3-2-4-1(1) 交通量観測区間



図 3-2-4-1(2) 交通量観測区間

3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び 住宅の配置の概況

(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

対象事業実施区域周辺にある環境の保全についての配慮が必要な施設として、学校、 幼稚園・保育園、病院、介護老人福祉施設等が挙げられる。

対象事業実施区域及びその周辺(中泊町)、さらに搬入ルート周辺において、環境の保全についての配慮が必要な施設一覧を表 3-2-5-1 及び表 3-2-5-2 に、位置を図 3-2-5-1 (1) \sim (2) に示す。

対象事業実施区域周辺の集落は、主に一般国道 339 号沿いに南北に広がって分布している。搬入ルート周辺では、町の中心地や大きな集落等には、配慮が必要な施設が立地している。風力発電機から最寄の配慮が特に必要な施設までの距離は約 1.7km である。

表 3-2-5-1 学校、幼稚園・保育園一覧

No	市町村	学校・施設名
1	中泊町	中里小学校
2	中泊町	武田小学校
3	中泊町	薄市小学校
4	中泊町	中里中学校
5	中泊町	中里高等学校
6	五所川原市	市浦小学校
7	五所川原市	市浦中学校
8	つがる市	富萢小学校
9	つがる市	車力中学校
10	つがる市	車力小学校
11	つがる市	牛潟小学校
12	つがる市	稲垣小学校
13	つがる市	稲垣中学校
14	つがる市	木造中学校
15	つがる市	向陽小学校
16	つがる市	木造高等学校
17	つがる市	柏小学校
18	つがる市	柏中学校

No	市町村	学校・施設名
19	つがる市	育成小学校
20	鶴田町	水元中央小学校
21	中泊町	中里保育所
22	中泊町	薄市保育所
23	中泊町	富野保育所
24	五所川原市	市浦アトム保育所
25	つがる市	車力幼稚園
26	つがる市	牛潟保育所
27	つがる市	しげた保育園
28	つがる市	いなほ保育園
29	つがる市	川除保育園
30	つがる市	銀杏ケ丘保育園
31	つがる市	木造保育所
32	つがる市	柏第二保育所
33	つがる市	かしわ保育所
34	鶴田町	水元保育所

出典:青森県ホームページ「小・中学校一覧」、「高等学校一覧」、「青森県内の認可保育所」、「私立幼稚園一覧」

表 3-2-5-2 病院、介護老人福祉施設等一覧

	1 11	病院・介護老人福祉・	
No	市町村	介護老人保健施設名	備考
1	中泊町	中里クリニック	内科、小児科、外科、整形外科、 皮膚科、放射線科
2	中泊町	武田診療所	内科、小児科
3	中泊町	井沼医院	内科
4	中泊町	井沼洋クリニック	内科、小児科
5	五所川原市	五所川原市国民健康保険 市浦医療診療所	内科
6	つがる市	ファミリークリニック希望	内科、小児科
7	つがる市	山内クリニック	小児科、外科、整形外科、皮膚科
8	つがる市	つがる市民国民健康保険病院 つがる市立成人病センター	内科、外科、婦人科、放射線科
9	つがる市	みやしげ内科クリニック	内科、胃腸科、循環器科、小児科
10	中泊町	特別養護老人ホーム静和園	-
11	中泊町	有料老人ホーム宝森	-
12	中泊町	有料老人ホームボヌール	-
13	つがる市	有料老人ホーム竹田支援ハウス	-
14	つがる市	特別養護老人ホームゆうあいの里	-
15	つがる市	特別養護老人ホーム柏風園	-
16	つがる市	特別養護老人ホーム安住の里	-
17	つがる市	有料老人ホーム ラジュールメゾンながいき	-
18	つがる市	有料老人ホーム グリーンハウス和み	-
19	つがる市	有料老人ホーム グループハウスのぞみ	-
20	つがる市	特別養護老人ホーム桑寿園	-
21	鶴田町	特別養護老人ホーム 鶴松園	_
22	鶴田町	介護老人保健施設 湖水荘	-
23	鰺ヶ沢町	特別養護老人ホームつくし荘	_
24	中泊町	グループホームやすらぎの里	_

出典:病院検索 JAPAN、中泊町ホームページ「高齢者福祉のご案内」 青森県ホームページ「青森県内の有料老人ホーム」

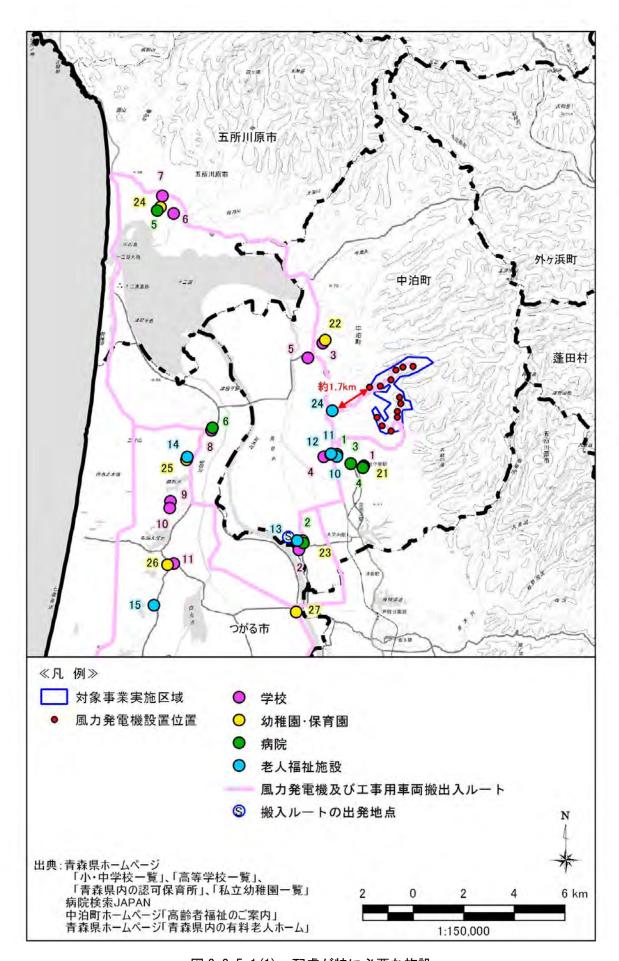


図 3-2-5-1(1) 配慮が特に必要な施設

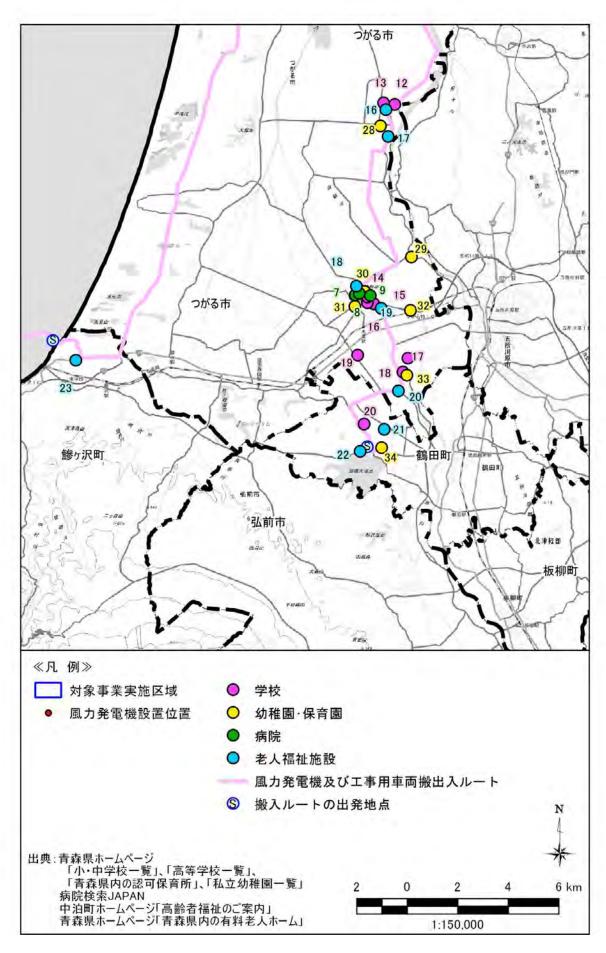


図 3-2-5-1(2) 配慮が特に必要な施設

(2) 対象事業実施区域及びその周辺の住居等

対象事業実施区域及びその周辺の住居等(戸数)を表 3-2-5-3 に、住居等の分布状況を図 3-2-5-2 に示す。

対象事業実施区域内に住居等は存在せず、1km 未満の範囲には 4 戸、1km~2km の範囲には 947 戸存在する。風力発電機から最寄の住居等までの距離は約 978m である。

表 3-2-5-3 対象事業実施区域及びその周辺の住居等(戸数)

区八	社免事类宝埃区域内	対象事業実施区	区域からの距離
卢 刀	区分 対象事業実施区域内	0~1km 未満	1km~2km 未満
住居等	0	4	947

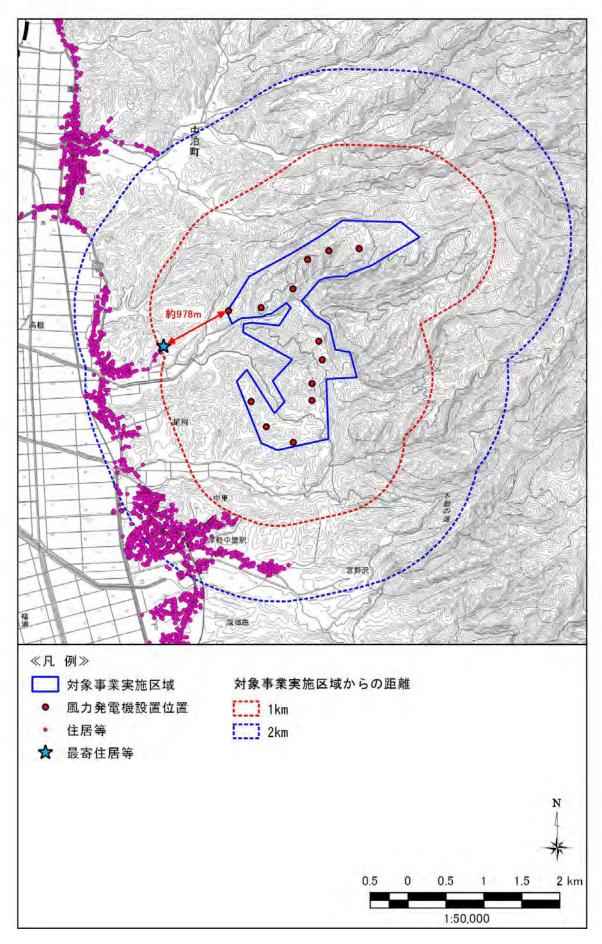


図 3-2-5-2 住居等の分布の状況

3-2-6 下水道の整備状況

青森県、対象事業実施区域及びその周辺における市町の下水道の整備状況を表 3-2-6-1 に示す。

青森県の下水道整備率は 58.5%であるが、対象事業実施区域がある中泊町における 下水道整備率は 0.0%である。

表 3-2-6-1 下水道の整備状況

平成27年度末

地 域	人口	汚水処理 人 口	汚水処理 人 口 普及率	下水道 処理人口	下水道 整備率	農業集落 排水等 [※] 整備人口	農業集落 排水等** 整備率	合併処理 浄化槽 設置済人口	合併処理 浄化槽 処理普及率
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
青森県	1, 328, 667	1, 024, 273	77. 1%	776, 894	58. 5%	119, 555	9.0%	127, 824	9.6%
中泊町	11,822	2, 559	21.6%	0	0.0%	1, 732	14. 8%	806	6.8%
つがる市	34, 101	23, 681	69. 4%	8, 921	26. 2%	13, 510	39. 6%	1, 250	3. 7%
五所川原市	56, 893	31, 729	55.8%	20, 500	36.0%	2, 777	4. 9%	8, 452	14. 9%

注*:農業集落排水等は、農業集落排水と漁業集落排水の合算 出典:青森県ホームページ「青森県汚水処理人口普及状況総括表」

3-2-7 廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物処理施設等の状況をみると、一般廃棄物最終処分場が 2 箇所、産業廃棄物処分業者が 6 箇所存在している。一般廃棄物最終処分場を表 3-2-7-1 に、産業廃棄物の処理業者を表 3-2-7-2 に、位置を図 3-2-7-1 にそれぞれ示す。

表 3-2-7-1 対象事業実施区域周辺の一般廃棄物最終処分場

No.	名 称	事業所所在地
1	中里一般廃棄物最終処分場	青森県北津軽郡中泊町大字尾別尾別山 1-5
2	市浦一般廃棄物最終処分場	青森県五所川原市相内岩井地内

出典:「一般廃棄物処理基本計画」(平成25年3月 西北五環境整備事務組合)

表 3-2-7-2 対象事業実施区域周辺の産業廃棄物処理業者

No.	名 称	住 所	取扱う産業廃棄物
3	有限会社瀝青工業	青森県五所川原市金木町 川倉宇田野 155-208	がれき類
4	株式会社竹内組	青森県北津軽郡中泊町大 字芦野字福泊 23	汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスく ず、がれき類
5	株式会社青北産業	青森県五所川原市金木町 川倉七夕野 84-1185	汚泥、木くず、ガラスくず、がれ き類
6	有限会社光	青森県つがる市稲垣町下 繁田磯船 1-1	汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿
7	株式会社佳成商事	青森県つがる市牛潟町大 田光 95-2	廃プラ
8	有限会社晃新	青森県五所川原市大字毘 沙門字下熊石 13-6	廃プラ、金属くず、ガラスくず、 がれき類

注:住所は産業廃棄物処理業者名簿に記載されている事業場所在地を記載した。 出典:青森県ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿」(平成28年12月 青森県)

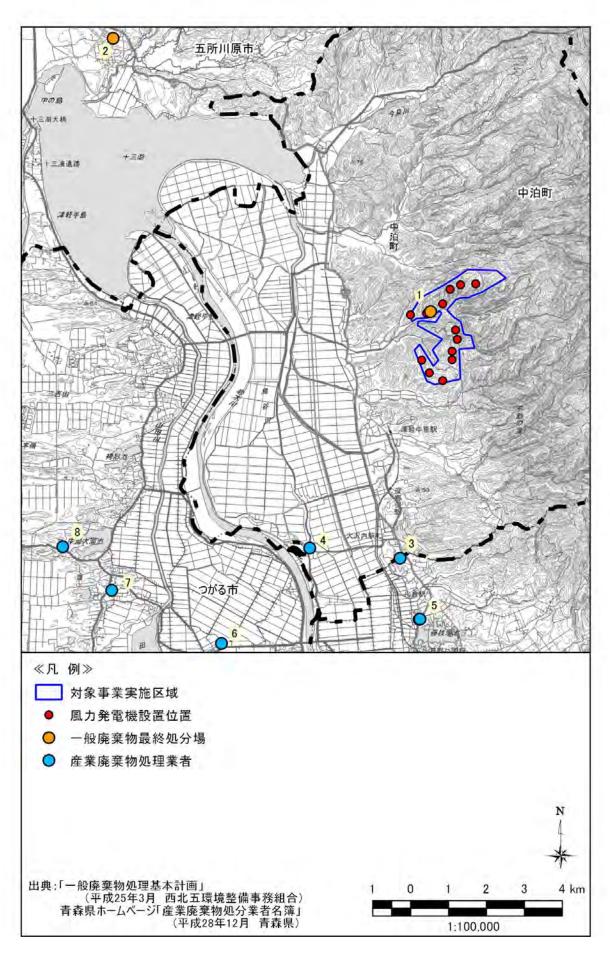


図 3-2-7-1 廃棄物処理施設等位置

- 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に 係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
 - (1) 公害関係法令等
 - 1) 環境基準
 - ① 大気汚染

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-8-1に示す。大気汚染の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除き、一律に適用される。

表 3-2-8-1 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示第25号) (昭和53年 環境庁告示第38号)

	(101400) 20001 111/1/1000
物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1 時間値 が 0.20 mg/m³以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、 又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。
- 2 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

(3)微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年 環境省告示第33号)

物 質	環境上の条件			
 微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$			
	以下であること。			
	以下であること。			

備考

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

② 水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-8-2 に示すとおりである。岩木川は神田橋から下流域(十三湖含む)が B 類型、山田川は全域が A 類型に指定されている。

表 3-2-8-2 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年 環境庁告示第59号)

基 準 値	項目	基 準 値
0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1mg/L以下		
	0.003mg/L以下 検出されないこと 0.01mg/L以下 0.05mg/L以下 0.001mg/L以下 0.0005mg/L以下 検出されないこと 検出されないこと 0.02mg/L以下 0.002mg/L以下 0.004mg/L以下 0.1mg/L以下	0.003mg/L以下 1,1,2-トリクロロエタン 検出されないこと トリクロロエチレン 0.01mg/L以下 テトラクロロエチレン 0.05mg/L以下 1,3-ジクロロプロペン 0.01mg/L以下 チウラム 0.0005mg/L以下 シマジン 検出されないこと チオベンカルブ 検出されないこと ベンゼン 0.02mg/L以下 セレン 0.002mg/L以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.004mg/L以下 よっ素 0.1mg/L以下 ほう素 0.04mg/L以下 1,4-ジオキサン

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示第 59 号の付表 2 及び付表 3 に示す方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

1)河川(湖沼を除く。)

(T)

(昭和46年 環境庁告示第59号)

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及び A 以 下 の 欄 に 掲 げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級水産1級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
В	水道3級水産2級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
Е	工 業 用 水 3 級環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

項目			基準値			
類型	水生生物の 生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下		
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下		
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下		
備考 基準値は年間平均値とする。						

2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間 が 4 日間以上である人工湖)

(T)

(昭和46年 環境庁告示第59号)

項目			基	準	値	
類型人	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮游物質量	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水 道 2 、3 級 水 産 2 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
В	水 産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L以下	5mg/L 以上	
С	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

- 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

(1)				
項目		基準値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
/				

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能

な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

(7)			基準値	
類型	水生生物の 生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考基	準値は年間平均値とする。			

(エ) 底層溶存酸素量の類型及び基準値

(平成28年 水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正について)

*45 垂山	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保 全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物 が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水 域	2.0mg/L以上

備老

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドーン採水器を用いる。

(7)

項目			基	準	fi	直
類型人	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自 然 環 境 保 全 及 び B 以 下 の 欄 に掲 げ る も の	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと
В	水 産 2 級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上		検出されない こと
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L 以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下にする。

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(1)

項目	利用目的の適応性	基準値	
類型		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
П	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - 水産 2 種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 水産 3 種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

(7)			基準値	
類型	水生生物の 生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考	基準値は年間平均値とする。			

(エ) 底層溶存酸素量の類型及び基準値

(平成28年 水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正について)

Nort Titl		基準値
類型	類型 水生生物が生息・再生産する場の適応性	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドーン採水器を用いる。

③ 地下水

「環境基本法」に基づき、地下水についても「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、表 3-2-8-3 に示すとおり、全国一律に環境基準が定められている。

表 3-2-8-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第10号)

項目	基準値		
カドミウム	0.003 mg/L 以下		
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01 mg/L以下		
六価クロム	0.05 mg/L以下		
砒素	0.01 mg/L以下		
総水銀	0.0005 mg/L以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
PCB	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩	0.002 mg/L以下		
化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 1/2		
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
チウラム	0.006 mg/L以下		
シマジン	0.003 mg/L以下		
チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下			
ベンゼン	0.01 mg/L以下		
セレン	0.01 mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
ふっ素	0.8 mg/L以下		
ほう素	1 mg/L以下		
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

④ 騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3-2-8-4 に示す。 対象事業実施区域のある中泊町では環境基準の類型指定はされていない。

表 3-2-8-4 騒音に係る環境基準

(平成10年 環境庁告示第64号)

地域の類型	基	単 値
地域の類至	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注:1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 - 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表 [道路に面する地域]の基準値の欄に掲げるとおりとする。

[道路に面する地域]

神体の区 人	基 準 値		
地域の区分	昼間	夜 間	
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面	60 デシベル以下	EE SOOM DIT	
する地域	60 7 5 NV K	55 デシベル以下	
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面			
する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面	65 デシベル以下	60 デシベル以下	
する地域			

備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表[道路に面する地域]にかかわらず、特例として次表[幹線交通を担う道路に近接する空間]の基準値の欄に掲げるとおりとする。

[幹線交通を担う道路に近接する空間]

	基	準	値	
昼間				夜 間
70 デシベル以下				65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

⑤ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-5 に示す。

土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 3-2-8-5 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年 環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米
<i>X</i>	1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)に おいては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検体 1L につき、0.05mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シスー1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、環境庁告示第46号の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度 に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度 がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.08mg 及び 1mg を超えていない 場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、環境庁告示第46号の別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 法律第 105 号)に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-6 に示す。

表 3-2-8-6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成11年 環境庁告示第68号 別表)

媒 体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー 抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により 測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極型質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極型質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

2) 規制基準等

① 大気汚染

「大気汚染防止法」(昭和43年 法律第97号)では、ばい煙発生施設から排出される ばい煙及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物については排 出口における排出基準が、一般粉じん発生施設については構造に関する基準等が定め られている。また、「青森県公害防止条例」(昭和47年 青森県条例第2号)に基づき、 同条例に定めるばい煙関係施設及び粉じん関係施設に対して規制が行なわれている。

なお、対象事業は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物発生施設及び一般粉じん発 生施設並びにばい煙関係施設及び粉じん関係施設を設置する計画はない。

② 水質汚濁

特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を公共用水域に排出する場合には、表 3-2-8-7 に示す排水基準が定められている。

なお、対象事業は排出水を公共用水域に排出する特定施設を設置する工場又は事業 場に該当しない。

表 3-2-8-7 水質汚濁防止法による排水基準

1. 有害物質

(昭和46年 総理府令第35号 別表第1)

去 字 Mm 所 の 呑 籽	(咱们 40 中 松垤州 7 弟 35 与 別衣弟 1)
有害物質の種類	許 容 限 度 1L につきカドミウム 0.03mg
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	1L につきシアン 1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、	1L につき 1mg
メチルジメトン及びEPNに限る。)	47.) = - 2 A/\ 0.4
鉛及びその化合物	1L につき鉛 0. 1mg
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1L につき砒素 0. 1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1L につき 0.003mg
トリクロロエチレン	1L につき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1L につき 0.1mg
ジクロロメタン	1L につき 0.2mg
四塩化炭素	1L につき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 1mg
シスー1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.02mg
チウラム	1L につき 0.06mg
シマジン	1L につき 0.03mg
チオベンカルブ	1L につき 0.2mg
ベンゼン	1L につき 0.1mg
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L に つきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1L につきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1L に つきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1L につきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1L につき 0.5mg
un la	

備考

- 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

2. その他の排出水の汚染状態

(昭和46年 総理府令第35号 別表第2)

項目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
/ハマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
/ハマハヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

- 1「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る 排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

③ 騒音

「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号)に基づき著しい騒音を発生する特定建設作業、あるいは著しい騒音を発生する施設を有する特定工場等については、表 3-2-8-8及び表 3-2-8-9 に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、自動車騒音についても、表 3-2-8-10 に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。なお、対象事業実施区域は、騒音規制法に定める指定地域ではない。

表 3-2-8-8 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

(昭和43年 厚生省、建設省告示第1号)

規制種別区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85	午後7時から翌日の午前7時の時間内でない	10時間を超えないこと	連続6日を	日曜日その他の休
2号区域	デシベル	午後10時から翌日の 午前6時の時間内でな いこと	14時間を超えないこと	超えない こと	の他の休 日でない こと

備考:区域の区分については、以下のとおり

- 1 号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する 区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
 - イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - 口. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ. 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合 しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - 二. 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
- 2号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表 3-2-8-9 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

(平成18年 青森市告示第164号、平成24年 弘前市告示第118号、平成17年 八戸市告示第22号、平成24年 黒石市告示第67号、平成24年 五所川原市告示第30号、平成24年 十和田市告示第151号、平成24年 三沢市告示第28号、平成24年 むつ市告示第46号)

時間の区分	昼間	朝夕	夜 間
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	朝:午前6時から午前8時まで 夕:午後7時から午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考1:表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

備考2: 県公害防止条例に基づく騒音関係施設及び特定作業についても適用する。

備考3:区域の区分については以下のとおり

第1種区域:指定地域のうち、低層住居専用地域である。

第2種区域:指定地域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第3種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。

第4種区域:指定地域のうち、工業地域である。

表 3-2-8-10 自動車騒音の限度(要請限度)

(平成12年 総理府令第15号)

			昼間	夜間
			午前6時から	午後10時から
区:	域の区分		午後 10 時まで	翌日午前6時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区	域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区	域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	域	75 デシベル	70 デシベル

備考1:上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。) に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75 デシベル、夜間においては70 デシベルとする。

備考2:a区域、b区域、c区域とは、各々次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

(1) a 区域: 専ら住居の用に供される区域

(2) b 区域: 主として住居の用に供される区域

(3) c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

4 振動

「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)に基づき著しい振動を発生する特定建設作業、あるいは著しい振動を発生する施設を有する特定工場等については、表3-2-8-11及び表3-2-8-12に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、道路交通振動についても、表3-2-8-13に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

なお、対象事業実施区域は、振動規制法に定める指定地域ではない。

表 3-2-8-11 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

振動規制法施行規則別表第1(昭和51年 総理府令第58号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75	午後7時から翌日の午前7時 の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を 超えない	日曜日その他の休日で
2号区域	デシベル	午後10時から翌日の午前6 時の時間内でないこと	14時間を超 えないこと	世とない。	ないこと

備考:区域の区分については、以下のとおり

- 1 号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する 区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
 - イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ. 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合 しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - 二. 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
- 2号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表 3-2-8-12 特定工場等において発生する振動についての規制基準

(平成 18 年 青森市告示第 165 号、平成 24 年 弘前市告示第 119 号 平成 13 年 八戸市告示第 99 号、平成 24 年 黒石市告示第 69 号 平成 24 年 五所川原市告示第 31 号、平成 24 年 十和田市告示第 153 号 平成 24 年 三沢市告示第 29 号、平成 24 年 まつ市告示第 47 号)

	/% = 1 = 0 C/1 = 1 3 / 3 = 0 3 C	1/3/ == 1 3 = 11 11 3 /10 11 3/
時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考1:学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における振動の規制基準は、同表に定める値から5 デシベルを減じた値とする。

備考2:区域の区分については以下のとおり

第1種区域:指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

表 3-2-8-13 道路交通振動の限度(要請限度)

振動規制法施行規則別表第2(昭和51年 総理府令第58号)

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時まで	午後7時、8時、9時又は10時から 翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考:区域の区分については以下のとおり

第1種区域:指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

⑤ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年 法律第 91 号)では、以下に示す悪臭原因物質の 3 つの 排出形態に応じ、各々規制基準を定めている。対象事業実施区域は悪臭規制地域に指 定されているが、悪臭を発生させる施設の設置はない。

- ・1 号規制:事業場の建家・敷地全体から敷地境界を越えて排出されたり、漏出されたりしている場合(敷地境界)
- ・2 号規制:煙突等の気体排出口から排出される場合(気体排出口)
- ・3 号規制:事業場から排出される排出水に含まれて事業場の外に排出されて気化する場合(排出水)

(a) 1号規制(敷地境界)

青森県(青森市を除く)では、表 3-2-8-14 に示すように特定悪臭物質の規制基準を定めている。

表 3-2-8-14 悪臭防止法に基づく規制基準

(昭和 48 年 青森県告示第 121 号)

	140 中
特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
	•

備考:事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(許容限度)

(b) 2号規制(気体排出口)

表 3-2-8-15 に示すとおり、煙突その他の気体排出口において、排出口の高さに応じて特定悪臭物質ごとに、流量の許容限度を規定している。

表 3-2-8-15 気体排出口における規制基準

(昭和 48 年 青森県告示第 121 号)

(気体排出口における規制基準)

○規制対象物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケ

トン、トルエン、キシレン

○計算式: $q=0.108 \times He^2 \times Cm$

q :流量(Nm³/時)

He:補正された排出口の高さ(m)

Cm: 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値 (ppm)

ただし、Heが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

(c) 3 号規制(排出水)

排出水中の特定悪臭物質濃度の許容限度を表 3-2-8-16 に示す。

表 3-2-8-16 排出水における規制基準

(昭和48年 青森県告示第121号)

(単位:mg/L)

特定悪臭物質	$Q \le 0.001$	$0.001 < Q \le 0.1$	0.1< Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

備考1:Q:排出水量(m³/s)

備考2:事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

⑥ 土壌汚染

土壌については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 法律第 139 号)に基づいて、表 3-2-8-17 に示すとおり、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

また、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 法律第 53 号)に基づく対象物質と指定基準を表 3-2-8-18 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、該当地域はない。

表 3-2-8-17 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

(昭和46年 政令第204号)

特定有害物質	農用地土壤汚染対策地域指定要件		
カドミウム及びその化合物	1号地域:地域内の農用地で生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超える地域。 2号地域:1号地域の近傍の地域で次のイ及びロの要件に該当し、かつ地域内の農用地において生産される米のカドミウム含有量及び同号の地域との距離その他の立地条件から見て、当該農用地において生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められるもの。 イ地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が1号地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ地域内の農用地の土性が1号地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。		
銅及びその化合物	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上の地域。		
	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき		
砒素及び	15mg (自然的条件に特別の事情があり、この値が農作物の生育阻害防止に		
その化合物	適当でないと認められる場合、土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲		
	内で都道府県知事が定める別の値)以上の地域。		

表 3-2-8-18 土壌汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

(平成 14 年 法律第 53 号)

分	類	対象物質	土壤溶出量基準	土壤含有量基準		
			(mg/L) (mg/kg) 0.002 以下 - 0.004 以下 - 0.1 以下 - 0.04 以下 - 0.002 以下 - 0.002 以下 - 1 以下 -			
		四塩化炭素	0.002 以下	_		
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	_		
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	_		
		シスー1,2ージクロロエチレン	0.04 以下	_		
第一	揮怒	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	_		
種特	性左右	ジクロロメタン	0.02 以下	_		
種特定有害物質	揮発性有機化合物	テトラクロロエチレン	0.01 以下	_		
害物	合物	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	_		
質	199	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	_		
		トリクロロエチレン	0.03 以下	_		
		ベンゼン	0.01 以下			
		クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	-		
		カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01 以下	カドミウム150 以下		
		六価クロム化合物	六価クロム0.05 以下	六価クロム250 以下		
tota		シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアン50 以下		
第二種特定有害物	重金品	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ アルキル水銀が検出され ないこと	水銀15 以下		
有害	属等	セレン及びその化合物	セレン0.01 以下	セレン150 以下		
物質		鉛及びその化合物	鉛0.01 以下	鉛150 以下		
		砒素及びその化合物	砒素0.01 以下	砒素150 以下		
		ふっ素及びその化合物	ふっ素0.8 以下	ふっ素4,000 以下		
		ほう素及びその化合物	ほう素1 以下	ほう素4,000 以下		
第		シマジン	0.003 以下	_		
第三種特定有害物質	典	チオベンカルブ	0.02 以下	_		
村定方	農薬等	チウラム	0.006 以下	_		
害物	守	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
質		有機りん化合物	検出されないこと	_		

(2) 自然環境関係法令等

1) 自然公園等

対象事業実施区域及びその周辺における「自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)」に 基づく自然公園等の指定状況を表 3-2-8-19 及び図 3-2-8-1 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域周辺には、津軽国定公園および芦野池沼群県立自然公園が存在しているが、対象事業実施区域内には、いずれの自然公園も含まれていない。

表 3-2-8-19 自然公園等の指定状況一覧

名称	所在地	面積 (ha)	指定日	特色
津軽国定公園	中泊町 弘前市 五所川原市 つがる市 今別町 外ヶ浜町 鯵ヶ沢町 深浦町	25, 966	昭和 50 年 3 月 31 日	火山弧峰景観 断崖および海蝕景観 砂丘景観 森林景観
芦野池沼群 県立自然公園	中泊町 五所川原市	612	昭和 33 年 10 月 14 日	平地の人工の溜池 水生植物群落

出典:環境省ホームページ「国定公園の概要」 青森県ホームページ「青森県内の自然公園」

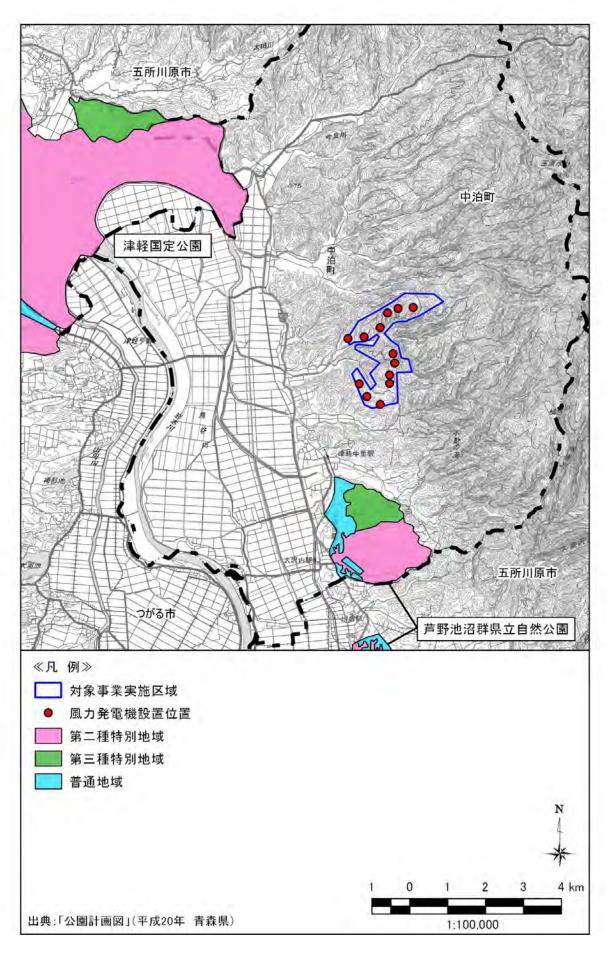


図 3-2-8-1 自然公園等の指定状況

2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周辺には「自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)」に 基づく自然環境保全地域等は存在していない。

3) 鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)」に基づく鳥獣保護区等の指定状況を、表 3-2-8-20(1)、(2)及び図 3-2-8-2 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域周辺には 5 箇所の鳥獣保護区、1 箇所の特定猟具使用禁止区域、3 箇所の休猟区が存在している。

なお、対象事業実施区域は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、休猟区に含まれていない。

表 3-2-8-20(1) 鳥獣保護区

区分	No	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日	区分	備考
	1	十三湖	五所川原市	2, 497	平成 43 年 10 月 31 日	集団渡来地保護区	県指定
	2	市浦	五所川原市	706	平成 35 年 10 月 31 日	森林鳥獣生息地の 保護区	県指定
鳥獣 保護区	3	岩木川河口	つがる市、 北津軽郡中泊町	230	平成 38 年 10 月 31 日	希少鳥獣生息地	県指定
	4	田光沼	つがる市	211	平成 38 年 10 月 31 日	希少鳥獣生息地	県指定
	5	芦野	五所川原市	152	平成 39 年 10 月 31 日	身近な鳥獣生息地	県指定

表 3-2-8-20(2) 鳥獣保護法関係指定区域等(鳥獣保護区以外)

区分	No	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
特定猟具 使用禁止 区域(銃)	6	大沢内	北津軽郡中泊町	15	平成 34 年 10 月 31 日
	7	喜良市	五所川原市	4, 006	平成 30 年 10 月 31 日
休猟区	8	大平	東津軽郡外ヶ浜町	2, 266	平成 30 年 10 月 31 日
	9	太田	五所川原市	2, 812	平成 31 年 10 月 31 日

注:表中の番号は図3-2-8-2中の番号を示す。

出典:「青森県鳥獣保護区等位置図 平成28年度」(平成28年 青森県)

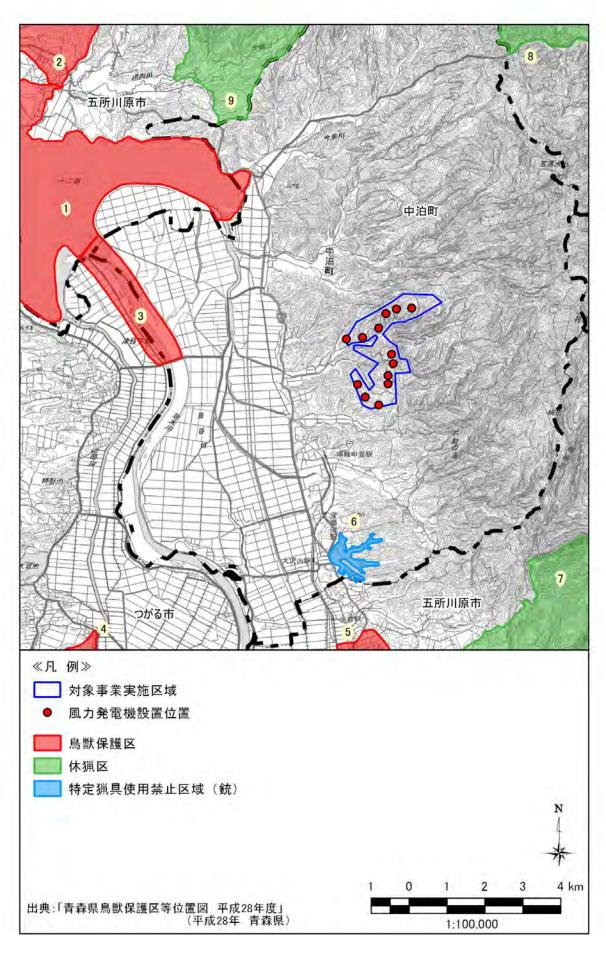


図 3-2-8-2 鳥獣保護区等の指定状況

4) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺にある「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づく史跡・名称・天然記念物一覧を表 3-2-8-21 及び図 3-2-8-3 に、周知の埋蔵文化財包蔵地を表 $3-2-8-22(1)\sim(2)$ 及び位置を図 3-2-8-4 に示す。

対象事業実施区域周辺には、県史跡に指定されている「中里城遺跡」や、県天然記念物に指定されている「十三湖の白鳥」の他、64 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

表 3-2-8-21 史跡・名勝・天然記念物一覧

No.	名 称	所 在 地	指定内容	指定年月日
1	山王坊遺跡	五所川原市相内岩井	国指定 史跡	平成 29 年 2 月 9 日
2	カモシカ		国指定 特別天然記念物	昭和 30 年 2 月 15 日
3	声良鶏			昭和 12年 12月 21日
4	軍鶏			昭和16年8月1日
5	クマゲラ			昭和 40 年 5 月 12 日
6	イヌワシ	地域を定めず		昭和 40 年 5 月 12 日
7	オジロワシ		国指定 天然記念物	昭和 45 年 1 月 23 日
8	オオワシ		国相足 人然記念物	昭和 45 年 1 月 23 日
9	コクガン			昭和 46 年 5 月 19 日
10	ヒシクイ			昭和 46 年 6 月 28 日
11	マガン			昭和 46 年 6 月 28 日
12	ヤマネ			昭和 50 年 6 月 26 日
13	中里城遺跡	中泊町中里字亀山	県指定 史跡	平成 15 年 4 月 14 日
14	十三湖の白鳥	五所川原市十三湖	県指定 天然記念物	昭和 35 年 3 月 26 日
15	大沢内溜池ナラの木	中泊町大字大沢内	町指定 天然記念物	平成 22 年 4 月 22 日

出典:青森県ホームページ「国・県指定文化財一覧」(閲覧日:平成29年5月)

「中泊町勢要覧 2014」(中泊町)

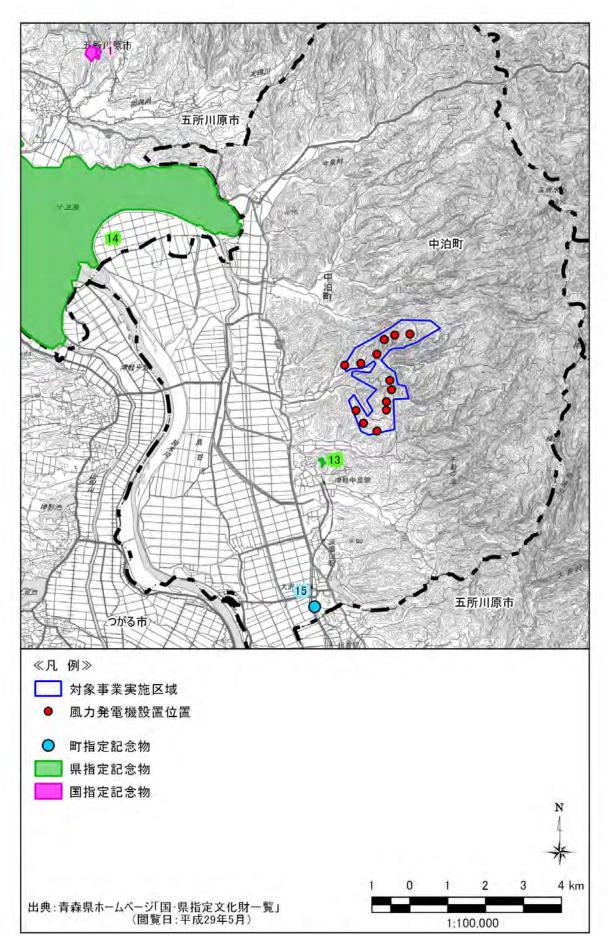


図 3-2-8-3 天然記念物位置

表 3-2-8-22(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

市町村	遺跡 番号	遺跡名	時代	種別
	1	平山遺跡	平安	散布地
	2	中里城遺跡	縄文(全)、平安、中世	集落跡、城館跡
	3	五林遺跡	縄文(全)、平安、中世	集落跡、城館跡
	4	板橋遺跡	平安	集落跡、城館跡
	5	蛍沢遺跡	平安	散布地
	6	胡桃谷遺跡	縄文、平安、中世	集落跡、城館跡
	7	笹館遺跡	縄文、平安	集落跡、城館跡
	8	二タ見遺跡	平安	散布地
	9	大沢内遺跡	縄文(前·中·後·晚)、平安	散布地、集落跡
	10	深郷田遺跡	縄文(前・中・後・晩)、平安	散布地、集落跡、 貝塚
	11	一本松遺跡	平安、中世	集落跡、城館跡
	12	甘木遺跡	平安	散布地
	13	唐崎遺跡	縄文、平安	集落跡、城館跡
	14	大石崎遺跡	縄文、平安	散布地
	15	今泉神明宮遺跡	不明	城館跡
	16	藤ノ森遺跡	縄文	散布地
H >>+ HT	17	今泉母沢遺跡	近世	集落跡、城館跡
中泊町	18	平山西遺跡	平安	散布地
	19	黒崎館遺跡	不明	城館跡
	20	宮野沢母沢遺跡	縄文	散布地
	21	大導寺遺跡	縄文、平安	散布地
	22	八幡遺跡	縄文、平安	散布地
	23	中里寺屋敷遺跡	縄文(中)	散布地
	24	甘木南遺跡	縄文、平安	散布地
	25	亀山遺跡	平安	散布地
	26	向町遺跡	平安	散布地
	27	平山東遺跡	平安	散布地
	28	中里川遺跡	平安	散布地
	29	宮野沢遺跡	平安	散布地
	30	玉ノ井遺跡	縄文、平安	散布地
	31	富野遺跡	近世	散布地、集落跡
	32	小金石遺跡	不明	散布地
	33	玉清水遺跡	平安	散布地
	34	花持遺跡	平安	散布地
	35	唐崎東遺跡	不明	城館跡

表 3-2-8-22(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

市町村	遺跡 番号	遺跡名	時代	種別
	98	乗鞍遺跡	縄文(中·後)、平安、中世	散布地
	99	柾子館遺跡	縄文(後)、平安、中世	城館跡
	100	笹平遺跡	縄文(中・後)	貝塚
	101	牛潟(1)遺跡	縄文(前·中·後·晚)、弥生、平安	集落跡
	102	牛潟(2)遺跡	縄文(前・中・後・晚)、弥生(前)、 平安、江戸	集落跡、貝塚
つがる市	103	牛潟(3)遺跡	縄文(中·後)、平安	散布地
	104	中崎遺跡	縄文(中)、平安	散布地
	105	花林遺跡	縄文(前)、平安、近世	集落跡
	106	富萢遺跡	縄文	散布地
	111	竹之沢遺跡	縄文(中)	散布地
	112	塚野沢遺跡	平安	散布地
	113	豊富遺跡	平安	集落跡
	119	宇田野遺跡	平安	散布地
	129	林下遺跡	平安	散布地
	149	川倉遺跡	近世	製鉄跡
	150	中新山遺跡	近世	製鉄跡
	154	ナガレ山遺跡	近世	散布地
	157	笹畑遺跡	縄文(前·中·後)、中世	貝塚、集落跡
	158	二ツ沼遺跡	縄文(晩)、平安、中世	集落跡
五所川原	159	山王坊遺跡	中世	社寺跡
市	160	唐川城跡	縄文、平安、中世	散布地、城館跡
114	161	岩井大沼遺跡	縄文(後·晚)	散布地
	162	赤坂遺跡	平安	集落跡
	163	露草遺跡	中世	社寺跡
	164	オセドウ遺跡	縄文(前·中·後·晚)、平安、中世	貝塚、集落跡
	165	実取(1)遺跡	平安	集落跡
	166	福島城跡	縄文(晩)、平安、中世	城館跡、集落跡
	167	蛇石遺跡	縄文(前·中·後)、平安	集落跡
	177	実取(2)遺跡	平安	集落跡

出典:青森県ホームページ「青森県遺跡地図」(更新日:平成29年5月)

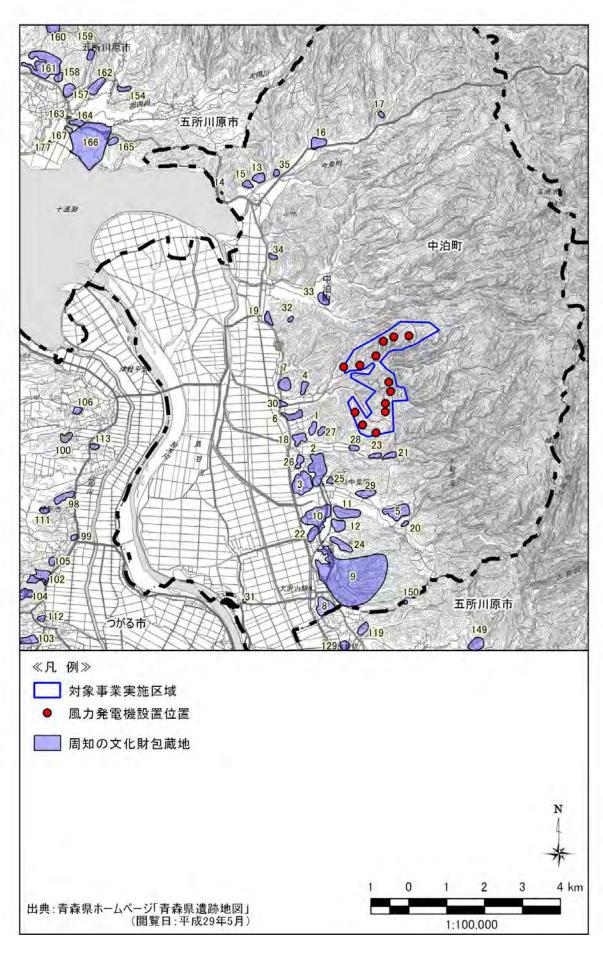


図 3-2-8-4 周知の埋蔵文化財包蔵地位置

5) 大規模行為景観形成基準

大規模な建築物の新築など(大規模行為)は景観に与える影響が大きく、行うにあたって一定の配慮が必要である。そのため青森県では、大規模行為の届出制度を設け、その内容が「大規模行為景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて勧告または変更命令を行うこととしている。青森県景観条例第17条の規定により定められた「青森県大規模行為景観形成基準」(平成8年青森県告示第814号)を表3-2-8-23(1)及び(2)に示す。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、青森県景観条例第 21 条に基づき「中里城跡史跡公園展望台」が、ふるさと眺望点に指定されている。ふるさと眺望点の概要を表 3-2-8-24 に、位置を図 3-2-8-5 に示す。

表 3-2-8-23(1) 大規模行為景観形成基準

区 分	基準			
共通事項	1. 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 2. 大規模行為の行為地(以下「行為地」という。)の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 3. 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 4. 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。			
築増し外る修模は又新改移変とし若の 物築く観こ繕様色は築築転更なくし変 物築く観こ繕様色は築築転更なくし変 が築く観こ繕様色は変物築く観こ繕様色 が変とし若の作増し外る修模は での、はをと若替彩 で、形そでいう。)	1. 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 2. 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 3. 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 4. 市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 5. 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 6. 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 7. 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。			

表 3-2-8-23(2) 大規模行為景観形成基準

区	分	基準
築物の新築、 増築、改築若 しくは移転、	素材	1. 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 2. 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数と ともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮 すること。
外観をととして を終わるは を を を と る に 若 若 る は く し し し し し し し し し し し し し し し し し し	敷地	1. 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 2. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
又新改移変とし若の 作増し外る修模は が築く観こ繕様色 で で で で で で で で で で で で で で の 、 は を と た う る は く し で り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	その他	1.一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 2.建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。 3.必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 4.行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その 他土地の形質 の変更	方 法	1. 現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
V /及义	その他	1. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土砂の採取又 は鉱物の採取	方 法	1. 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
(3.9)A1/J V J J K 4 K	その他	1. 跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
	位置及び規模	1. 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう 配慮すること。
屋外における 物件の堆積	方 法	1. 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	1. 道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て 又は干拓	方 法	1. 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

表 3-2-8-24 ふるさと眺望点の概要

名 称	概 要
	中里城遺跡は史跡公園として、芝生広場、遊歩道、展望台、東屋など整備さ
中里城址公園	れ、自然、社会と人々との関わりについて学習したり、新たな地域創造の舞台
十 主	として開放されている。園内の展望台からは、田園風景や町の市街地、岩木
	山、屏風山、権現崎なども見ることができる。

出典:青森県ホームページ 「ふるさと眺望点(西北五地区)」(平成 11 年選定)

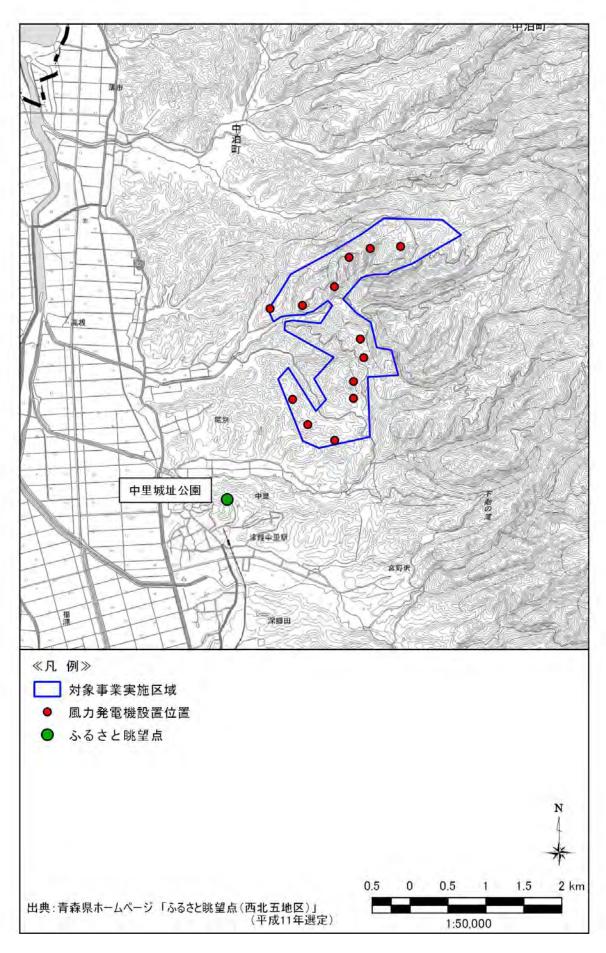


図 3-2-8-5 ふるさと眺望点

6) 保安林

対象事業実施区域及びその周辺における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく 保安林の指定状況を図 3-2-8-6(1)~(2)に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、国有林が広く分布している。国有林は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林などに指定されている他、普通林の区域もある。 対象事業実施区域の森林地域の大部分は国有林の普通林であり、対象事業実施区域の 北側と東側の一部の区域は保安林となっている。

対象事業実施区域の南東約 0.7km の位置には、自然観察教育林(当該地域の自然を特色づけ、変化に富み、小中学校の自然科学教育に適した地域や特異な自然で自然探勝などで接することにより、国民の自然科学的興味を助長させることに適した地域)として指定されている「津軽中里自然観察教育林」が存在する。

7) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の状況を図 3-2-8-7 に示す。

対象事業実施区域内北東部に砂防指定地が含まれる。

8) 急傾斜地崩壊危険区域等

対象事業実施区域及びその周辺における「急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する 法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3-2-8-7 に示す。

9) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はない。

ただし、独立行政法人防災科学技術研究所が発表している地すべり分布状況による と、対象事業実施区域の北側の一部には、地すべり地形が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺における地すべり地形の分布状況(独立行政法人防 災科学技術研究所 平成14年)を図3-2-8-8に示す

10) 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況を図 3-2-8-9 に示す。

対象事業実施区域北には、土砂災害警戒区域はない。

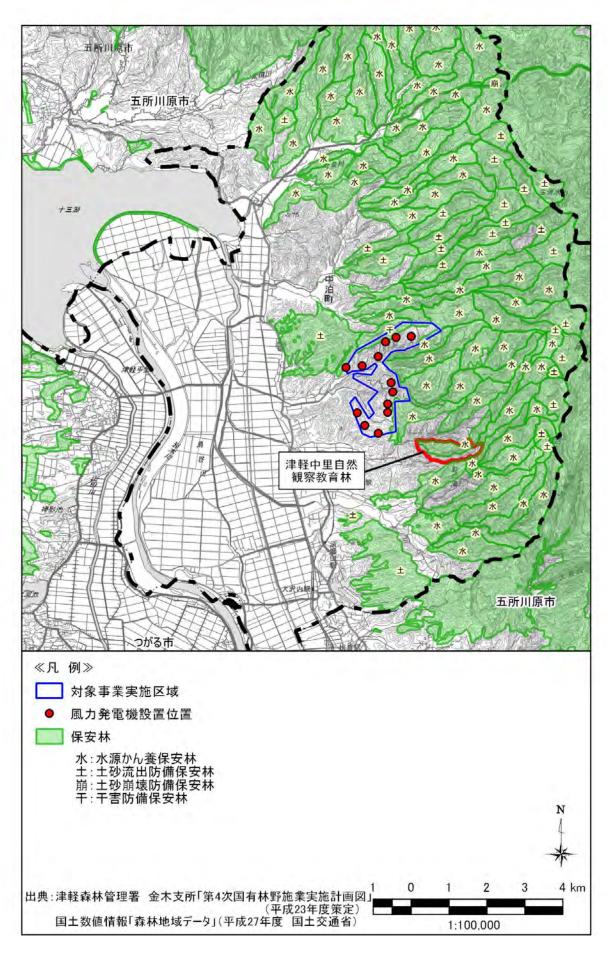


図 3-2-8-6(1) 保安林の指定状況

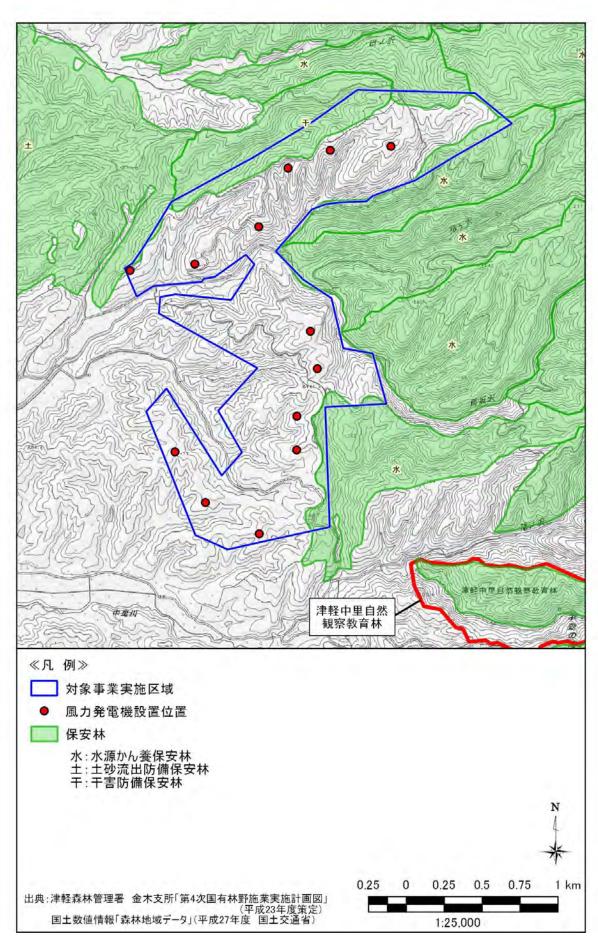


図 3-2-8-6(2) 保安林の指定状況(拡大)

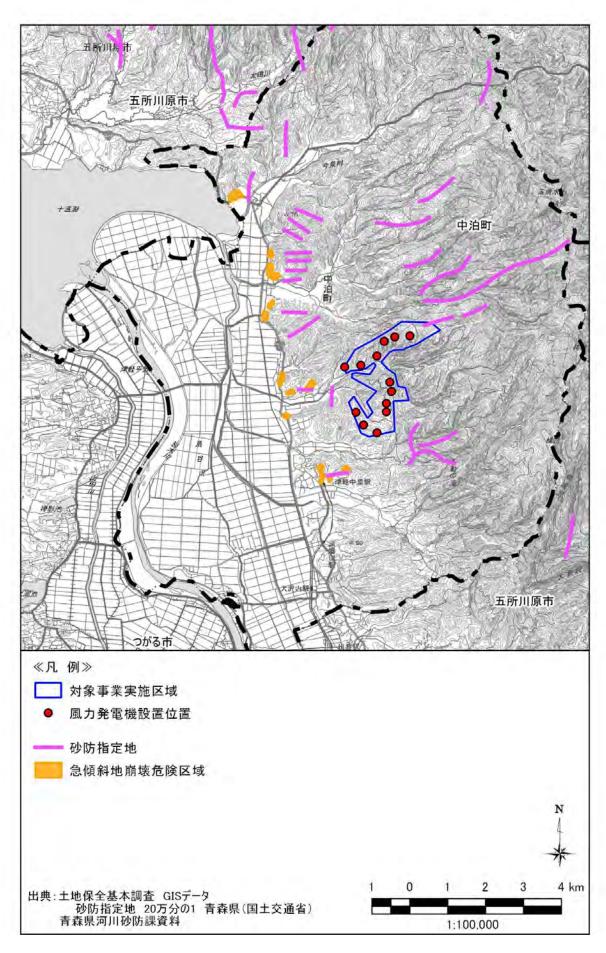


図 3-2-8-7 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の状況

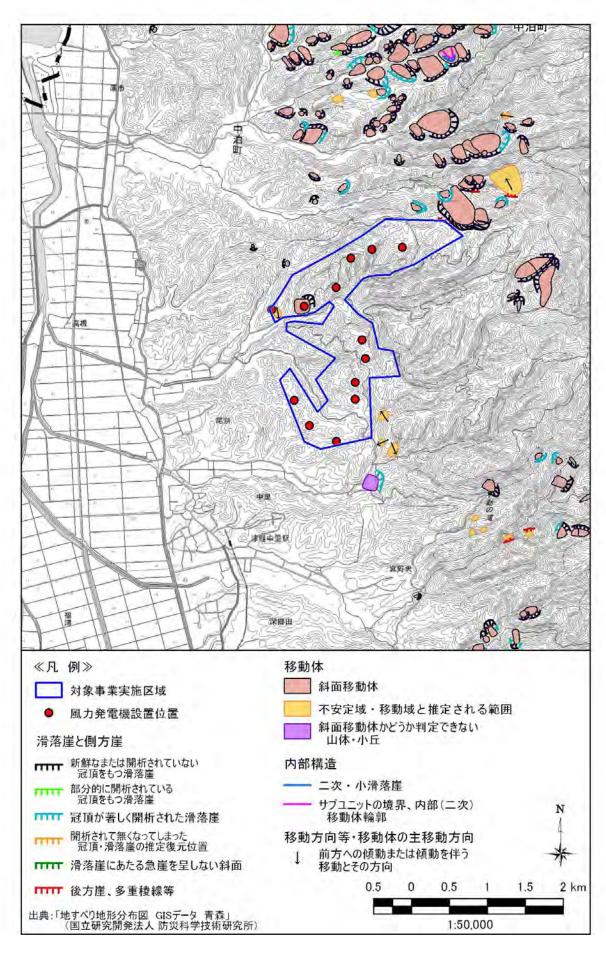


図 3-2-8-8 地すべり地形分布図

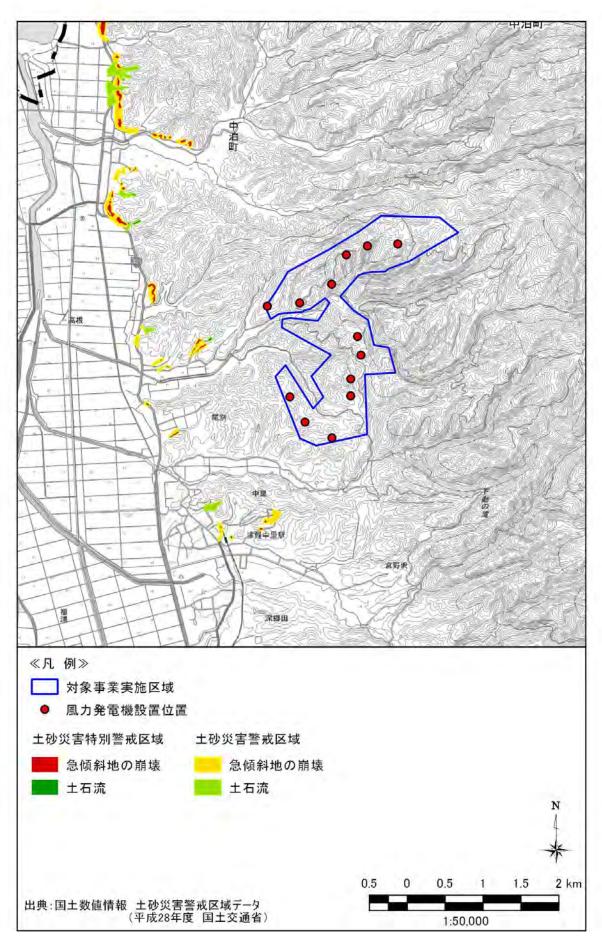


図 3-2-8-9 土砂災害警戒区域の指定状況

3-2-9 関係法令による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3-2-9-1(1) 及び(2)に示す。

表 3-2-9-1(1) 関係法令による指定及び規制状況

	地域・地区等			関連の有無	
				周辺地域 半径 2km 内	法令等
土地利用計	画に係るもの				
都市地域	都市地域		×	×	都市計画法
4011地域	市街化調整	地域	×	×	(4)11年 四位
農業地域	農業地域		0	0	農業振興地域の整備に関す
辰未地域	農用地区域	ζ	0	0	る法律
	国有林		0	0	
森林地域	地域森林計	一画対象民有林	0	0	森林法
	保安林		0	0	
自然保全地	域		×	×	自然環境保全法
自然公園地	域		×	×	自然公園法
世界遺産(文	工化遺産、自然	《遺産、複合遺産》	×	×	世界の文化遺産及び自然遺 産の保護に関する条約
公害防止に	係わるもの				
大気汚染	環境基準		0	0	環境基本法
八水けり米	排出基準		0	0	大気汚染防止法
	環境基準	健康項目	0	0	二帝甘 十十
水 所还是	界児左毕	生活環境項目	×	×	環境基本法
水質汚濁	排水基準		0	0	水質汚濁防止法
	上乗せ排水	(基準	×	×	排水基準を定める条例
	環境基準		0	0	環境基本法
土壌汚染	農用地土壌	汚染対策地域	×	×	農用地の土壌の汚染防止 に関する法律
要措置区域及び 形質変更時要届出区域		×	×	土壤汚染対策法	
騒音に係る環境基準		×	×	環境基本法	
騒 音	騒音規制地域		×	×	騒音規制法、 青森県公害防止条例
振 動	振動規制地	2域	×	×	振動規制法、 青森県公害防止条例
悪臭	悪臭規制地	2域	0	0	悪臭防止法、 青森県公害防止条例

○:指定地域等がある。×:指定地域等はない。

表 3-2-9-1(2) 関係法令による指定及び規制状況

		法令との	関連の有無	
	地域・地区等	対象事業 実施区域	周辺地域 半径 2km 内	法令等
自然環境保全	とに係わるもの			
	国立公園	×	×	卢& 八国社
自然公園等	国定公園	×	×	- 自然公園法
	県立自然公園	×	×	青森県立自然公園条例
	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	日於泉境休至伝
自然環境 保全地域等	県自然環境保全地域	×	×	
W T Z Z Z Z Z Z Z	県開発規制地域	×	×	青森県自然環境保全条例
	県緑地保全地域	×	×	
世界遺産	文化遺産、自然遺産、 複合遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺 産の保護に関する条約
	鳥獣保護区	×	×	
鳥獣保護区等	特定猟具使用禁止区域(銃)	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律
	休猟区	×	×	
文化財に係わ	つるもの			
史跡・名勝・	天然記念物	×	×	文化財保護法
(注:地域を	定めず指定は除く)	×	0	青森県文化財保護条例等
周知の埋蔵文	化財包蔵地	×	0	文化財保護法
景観に係わる	うもの			
F. 49	大規模行為景観形成基準	0	0	主木 旧 見 知 久 <i>[</i> 0]
景観	ふるさと眺望点	×	0	- 青森県景観条例 -
国土保全に係	わるもの			
保安林		0	0	森林法
砂防指定地		×	0	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域		×	0	急傾斜地等の崩壊による 災害防止に関する法律
地すべり防止		×	×	地すべり等防止法
土砂災害警戒	-砂災害警戒区域		0	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律

○:指定地域等がある。×:指定地域等はない。